

仮 発 第 166-2 号  
令和4年 12月 26 日

建設業労働災害防止協会  
会長 今井雅則 殿

一般社団法人仮設工業会  
会長 豊澤 康男  
(公 印 省 略)

くさび繋結式足場に係る労働安全衛生規則第 570 条第2項適用に関する疑義について

平素は、当会の事業推進に当たり、多大なご理解・ご協力を賜わり、感謝申し上げます。さて、標記について、別添1のとおり、令和4年 12月 13日付け仮発第 163 号にて、厚生労働省労働基準局安全衛生部安全課長あて疑義照会を行ったところ、別添2のとおり、回答があり、別紙のとおり、(一社)仮設工業会会員あて連絡しておりますので、業務の参考に資するため、情報提供させていただきます。

仮発第166号  
令和4年12月26日

会員各位

一般社団法人仮設工業会  
会長 豊澤 康男  
(公印省略)

### くさび緊結式足場に係る労働安全衛生規則第570条第2項適用に関する疑義について

標記について、別添1のとおり、令和4年12月13日付け仮発第163号にて、厚生労働省労働基準局安全衛生部安全課長あて疑義照会を行ったところ、別添2のとおり、回答がありましたので、業務の参考のため、お知らせいたします。

なお、この運用に当たっては、下記について、十分ご留意いただきますよう、お願ひ致します。

#### 記

1 労働安全衛生規則(昭和47年労働省令第32号。以下「則」という。)第570条第2項の適用に際しては、次の条件をすべて満たす必要があること。

- ① くさび緊結式足場において、作業の必要上やむを得ず、壁つなぎを則第570条第1項第5号イの規定(垂直方向:5m以下、水平方向5.5m以下)どおりに設置できない場合であること。
- ② 建地にはり間方向の補強材を、かつ、床に床付き布わくを床材と建地の間隔が12cm未満となるようにはり間方向の幅一杯に設ける必要があること。
- ③ 支柱1本当たりの許容支持力(安全率2)が、11.0kN/本(安全率2)を上回っているという、(一社)仮設工業会、メーカー等により行われた実大試験等の結果を、直ぐに提示できるようにしておく必要があること。
- ④ ③の実大試験等の結果に基づき、壁つなぎを設置する必要があること。  
ただし、4層4スパンが限度であること。
- ⑤ この場合には、原則として、足場に、メッシュシート、防音シート、防音パネル等を設置しないこと。

なお、足場に風荷重が作用する場合は、メッシュシート、防音シート、防音パネル等の設置の有無にかかわらず、想定される風荷重に耐え得るのか、当該壁つなぎの間隔を、「改訂 風荷重に対する足場の安全技術指針」((一社)仮設工業会発行)及び「足場等の安全性と安全ファクター及び強風対策に関する基本事項検討委員会報告書」(令和3年3月)等に基づき、確認すること。

2 1の③が円滑に行えるよう、今後、メーカーに配慮していただきたい事項

疑義照会によれば、足場を設置する者等が、実大試験等の結果を、直ぐに提示できるようにしておく必要があると解されますが、今後、製造されるくさび緊結式足場においては、メーカー側においても、足場を設置する者等に対する次のような配慮を行っていただきますよう、お願ひします。

- ① 足場を設置する者等ユーザーから、製造時に(一社)仮設工業会から性能を確認した旨として交付された「承認証」(則第 570 条第2項適用のための承認の「附属書」を含む。)のコピーを求められたら、そのコピーを提供していただきたいこと。
- ② (一社)仮設工業会から則第 570 条第2項適用のための承認を得たくさび緊結式足場の「支柱」、「補強材」、「布材」及び「先行手すり」の部材ごとに、メーカーで定めた表示や「承認済マーク」の表示等、ユーザー等が「承認証」を見ることなく、当該承認を得たくさび緊結式足場であることが一目で判断できる表示の検討をしていただきたいこと。

仮 発 第 163 号  
令和4年 12月 13日

厚生労働省労働基準局安全衛生部  
安 全 課 長 殿

一般社団法人仮設工業会会長

### くさび緊結式足場に係る労働安全衛生規則第 570 条第2項適用に関する疑義について

時下ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

日頃は、当会の運営につきまして、格別のご指導を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、近年、簡単に組立て等ができる、層高が高く足場内を歩行するとき頭をすくめることなく歩くことができる「くさび緊結式足場」が開発され急速に普及が進んでいます。

また、当該足場が設置される建物側においても、外壁がカーテンウォールや全面ガラスのものが多くなり、この場合は、壁つなぎをカーテンウォールやガラスの継ぎ目部分にしか取り付けることができない等、作業の必要上、労働安全衛生規則(昭和 47 年労働省令第 32 号。以下「則」という。)第 570 条第1項第5号イに規定する間隔で壁つなぎを設置することが困難な事案が生じてきています。

一方、則第 569 条第3項の規定「第1項第6号(則第 570 条第2項では、第 570 条第1項第5号と読み替え)の規定は、窓枠の取付け、壁面の仕上げ等の作業のため壁つなぎ又は控えを取り外す場合その他作業の必要上やむを得ない場合において、当該壁つなぎ又は控えに代えて、建地又は布に斜材を設ける等当該足場の倒壊を防止するための措置を講じるときは、適用しない。」に関する解釈例規(昭和 38 年基発第 635 号)において、「建地又は布に斜材を設ける」とは、はり間筋かい(図1)、水平筋かい(図2)等を設けることをいうと解釈されています。

しかしながら、くさび緊結式足場にあっては、支柱の緊結部の構造等から、はり間筋かい及び水平筋かいを設けることが困難となっています。

については、くさび緊結式足場において、作業の必要上やむを得ず、壁つなぎを則第 570 条第1項第5号イの規定どおりに設置できない場合は、下記1を実施し、下記2を確認できたときには、上記解釈例規の「はり間筋かい、水平筋かい等」に該当するものとして扱ってよろしいか、お伺いします。

#### 記

- 1 建地にはり間方向の補強材(図3)を、かつ、床に床付き布わく(図4)を床材と建地の間隔が 12cm 未満となるようにはり間方向の幅一杯に設けること。

- 2 メーカーの使用基準により壁つなぎを設置(わく組足場の壁つなぎ間隔を考慮し、4層4スパンを限度とする。)し、図5のような実大試験等を行ったときの最大荷重の値(支柱1本当たりの許容支持力(安全率2))が、単管足場において実大試験を行ったときの壁つなぎ間隔が3層3スパンでの最大荷重の値(11.0kN/本(安全率2))を上回ること。

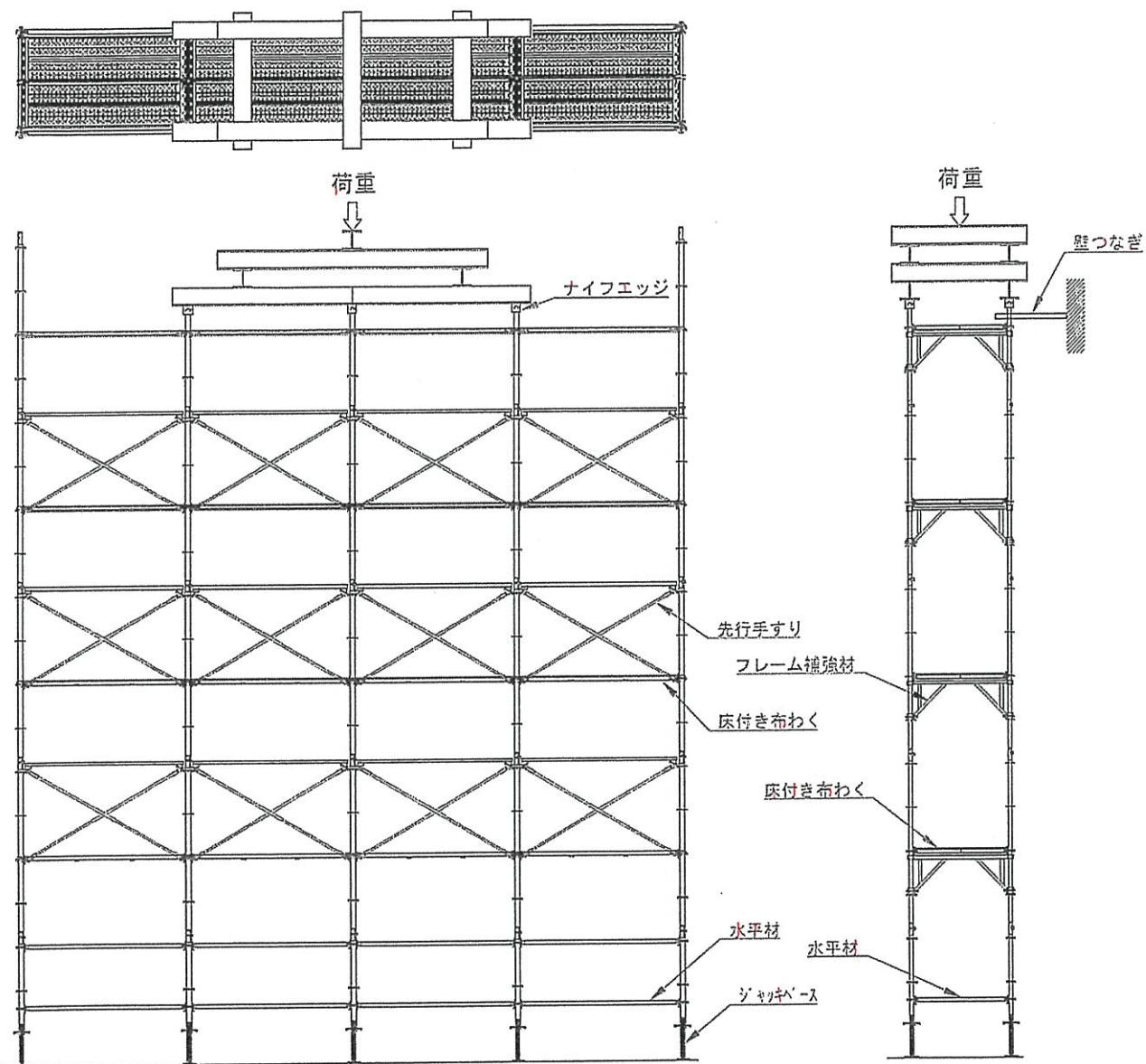
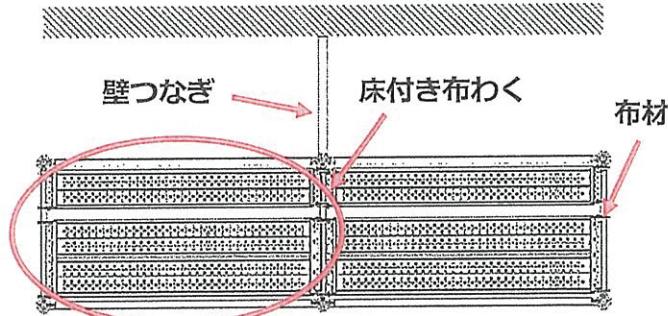
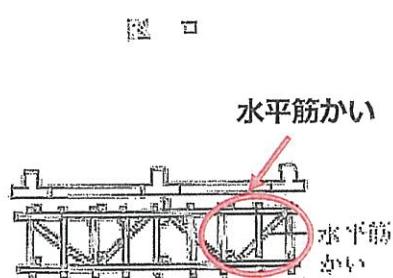
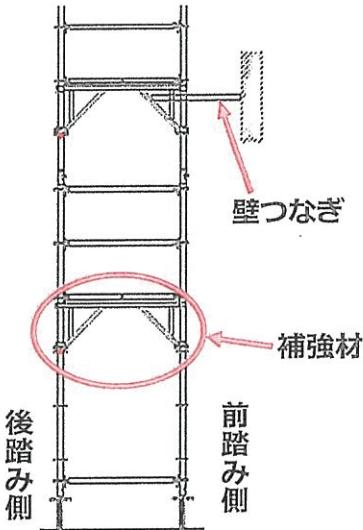
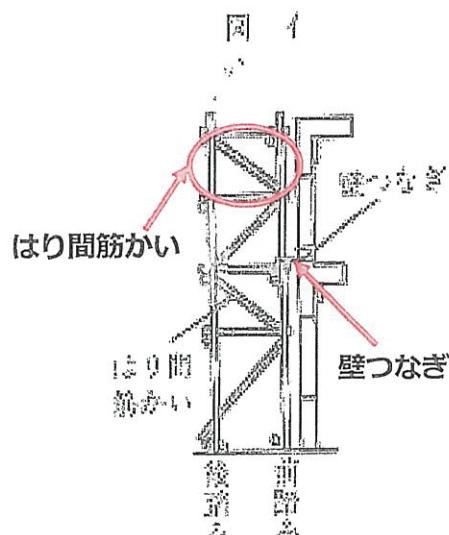


図5 実大試験(4層4スパンの場合)

<参考> 則第 570 条第 1 項第 5 号イ

鋼管足場の種類	間隔 (単位メートル)	
	垂直方向	水平方向
単管足場	5	5.5
わく組足場 (高さが 5 メートル未満のものを除く。)	9	8



基安安発 1226 第 1 号  
令和 4 年 12 月 26 日

一般社団法人仮設工業会会长 殿

厚生労働省労働基準局  
安全衛生部安全課長

くさび緊結式足場に係る労働安全衛生規則第 570 条第 2 項  
の適用に関する疑義について（回答）

令和 4 年 12 月 13 日付け仮発第 163 号をもって照会のあった標記の件については、貴見のとおり当該足場の倒壊を防止するための措置を講じたものとして取り扱うこととして差し支えないので、遺漏のないよう願います。

}